6

令和7年8月1日 発行

水質検査結果書

Testing LAB RTL04750

広島県三次市吉舎町安田1496-3

とみしの里 様

株式会社 日本総合科学
広島県福山市箕島町南丘399番地46
電話 084-981-0181(代)
水質検査機関登録番号 第104号
水質検査部門管理者 高橋弘幸

報告書番号	25FH677197R	受託年月日	令和7年7月22日	試料名	飲料水	採水者	石川 稔明
採水年月日	令和7年7月22日	採水時刻	11時55分	採水場所	炊事場		
気温	31.7 ℃	水温	25.7 ℃	前日天候	晴	当日天候	晴
検査実施期間	令和7年7月22日 ～ 令和7年8月1日			その他	――		

上記試料についての水道法第20条第1項に基づく水質検査結果を次のとおり報告します。
なおこの結果については、受け入れた試料のみに関するものです。
★印の項目は、ISO/IEC17025の認定範囲であり、サンプリングは当該範囲には含まれません。

検査項目	検査結果	拡張不確かさ[注1]	水質基準値	検査方法
一般細菌	0 個/mL		100個/mL以下	標準寒天培地法【別表第1】
大腸菌	陰性		検出されないこと	特定酵素基質培地法【別表第2】
カドミウム及びその化合物★	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	還元気化ー原子吸光光度法【別表第7】
セレン及びその化合物★	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
鉛及びその化合物★	0.001 mg/L	12 %	0.01mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
ヒ素及びその化合物★	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
六価クロム化合物★	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法【別表第12】
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1 mg/L 未満		10mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
ホウ素及びその化合物★	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満		0.01mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ベンゼン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】

参考として御依頼の項目は、水道法の水質基準に適合しています(★印の項目は、ISO/IEC17025の認定範囲に基づく判定ルールを適用)。
注1:拡張不確かさは信頼の水準約 95 %に相当し、包含係数kは2である。

本報告書を他に掲載するときは当試験所の承認を受けて下さい。

検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による。
水質基準値は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)で規定された基準値である。

水質検査実施施設	広島県福山市箕島町南丘399番地46 株式会社 日本総合科学

令和7年8月1日 発行

報告書番号	25FH677197R

検査項目	検査結果	拡張不確かさ[注1]	水質基準値	検査方法
塩素酸	0.06 mg/L		0.6mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
クロロ酢酸	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第17】
クロロホルム	0.001 mg/L 未満		0.06mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ジクロロ酢酸	0.001 mg/L 未満		0.03mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第17】
ジブロモクロロメタン	0.01 mg/L 未満		0.1mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法【別表第18】
総トリハロメタン	0.01 mg/L 未満		0.1mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
トリクロロ酢酸	0.001 mg/L 未満		0.03mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第17】
ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ブロモホルム	0.009 mg/L 未満		0.09mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ホルムアルデヒド	0.001 mg/L 未満		0.08mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第19】
亜鉛及びその化合物★	0.009 mg/L	12 %	1.0mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
アルミニウム及びその化合物★	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
鉄及びその化合物★	0.01 mg/L 未満		0.3mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
銅及びその化合物★	0.05 mg/L	12 %	1.0mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
ナトリウム及びその化合物	1.2 mg/L		200mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第20】
マンガン及びその化合物★	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
塩化物イオン	0.5 mg/L 未満		200mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	0.7 mg/L		300mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第20】
蒸発残留物	14 mg/L		500mg/L以下	重量法【別表第23】
陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下	固相抽出－高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第24】
ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第25】
2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第25】
非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下	固相抽出－吸光光度法【別表第28】
フェノール類	0.0005 mg/L 未満		0.005mg/L以下	固相抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第29】
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2 mg/L 未満		3mg/L以下	全有機炭素計測定法【別表第30】
pH値	6.1		5.8以上8.6以下	ｶﾞﾗｽ電極法【別表第31】
味	異常なし		異常でないこと	官能法【別表第33】
臭気	異常なし		異常でないこと	官能法【別表第34】
色度	0.5 度 未満		5度以下	透過光測定法【別表第36】
濁度	0.1 度 未満		2度以下	積分球式光電光度法【別表第41】

参考として御依頼の項目は、水道法の水質基準に適合しています(★印の項目は、ISO/IEC17025の認定範囲に基づく判定ルールを適用)。
注1:拡張不確かさは信頼の水準約 95 %に相当し、包含係数kは2である。

本報告書を他に掲載するときは当試験所の承認を受けて下さい。

検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による。
水質基準値は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)で規定された基準値である。

水質検査実施施設	広島県福山市箕島町南丘399番地46 株式会社 日本総合科学

令和6年7月26日 発行

水 質 検 査 結 果 書

Testing LAB RTL04750

広島県三次市吉舎町安田1496-3

とみしの里 様

株式会社 日本総合科学
広島県福山市箕島町南丘399番地46
電話 084-981-0181(代)
水質検査機関登録番号 第104号
水質検査部門管理者 高橋弘幸

報告書番号	24FH641883R	受託年月日	令和6年7月16日	試料名	飲料水	採水者	石川 稔明
採水年月日	令和6年7月16日	採水時刻	11時15分	採水場所	炊事場		
気温	23.0 ℃	水温	16.5 ℃	前日天候	雨	当日天候	曇のち雨
検査実施期間	令和6年7月16日 ～ 令和6年7月26日			その他	―――		

上記試料についての水道法第20条第1項に基づく水質検査結果を次のとおり報告します。
なおこの結果については、受け入れた試料のみに関するものです。
★印の項目は、ISO/IEC17025の認定範囲であり、サンプリングは当該範囲には含まれません。

検査項目	検査結果	拡張不確かさ[注1]	水質基準値	検査方法
一般細菌	0 個/mL		100個/mL以下	標準寒天培地法【別表第1】
大腸菌	陰性		検出されないこと	特定酵素基質培地法【別表第2】
カドミウム及びその化合物★	0.0003 mg/L 未満		0.003mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
水銀及びその化合物	0.00005 mg/L 未満		0.0005mg/L以下	還元気化－原子吸光光度法【別表第7】
セレン及びその化合物★	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
鉛及びその化合物★	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
ヒ素及びその化合物★	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
六価クロム化合物★	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
亜硝酸態窒素	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法【別表第12】
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1 mg/L 未満		10mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
フッ素及びその化合物	0.05 mg/L 未満		0.8mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
ホウ素及びその化合物★	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
四塩化炭素	0.0002 mg/L 未満		0.002mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
1,4-ジオキサン	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004 mg/L 未満		0.04mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ジクロロメタン	0.002 mg/L 未満		0.02mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
テトラクロロエチレン	0.0005 mg/L 未満		0.01mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
トリクロロエチレン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ベンゼン	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】

参考として御依頼の項目は、水道法の水質基準に適合しています(★印の項目は、ISO/IEC17025の認定範囲に基づく判定ルールを適用)。
注1:拡張不確かさは信頼の水準約 95 %に相当し、包含係数kは2である。

本報告書を他に掲載するときは当試験所の承認を受けて下さい。

検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による。
水質基準値は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)で規定された基準値である。

水質検査実施施設	広島県福山市箕島町南丘399番地46 株式会社 日本総合科学

令和6年7月26日 発行

報告書番号	24FH641883R

検査項目	検査結果	拡張不確かさ[注1]	水質基準値	検査方法
塩素酸	0.16 mg/L		0.6mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
クロロ酢酸	0.001 mg/L 未満		0.02mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第17】
クロロホルム	0.001 mg/L 未満		0.06mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ジクロロ酢酸	0.001 mg/L 未満		0.03mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第17】
ジブロモクロロメタン	0.01 mg/L 未満		0.1mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
臭素酸	0.001 mg/L 未満		0.01mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法【別表第18】
総トリハロメタン	0.01 mg/L 未満		0.1mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
トリクロロ酢酸	0.001 mg/L 未満		0.03mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第17】
ブロモジクロロメタン	0.003 mg/L 未満		0.03mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ブロモホルム	0.009 mg/L 未満		0.09mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ホルムアルデヒド	0.001 mg/L 未満		0.08mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第19】
亜鉛及びその化合物★	0.005 mg/L 未満		1.0mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
アルミニウム及びその化合物★	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
鉄及びその化合物★	0.01 mg/L 未満		0.3mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
銅及びその化合物★	0.01 mg/L 未満		1.0mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
ナトリウム及びその化合物	1.2 mg/L		200mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第20】
マンガン及びその化合物★	0.005 mg/L 未満		0.05mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
塩化物イオン	0.5 mg/L		200mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	0.5 mg/L 未満		300mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第20】
蒸発残留物	10 mg/L 未満		500mg/L以下	重量法【別表第23】
陰イオン界面活性剤	0.02 mg/L 未満		0.2mg/L以下	固相抽出－高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第24】
ジェオスミン	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第25】
2-メチルイソボルネオール	0.000001 mg/L 未満		0.00001mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟ-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第25】
非イオン界面活性剤	0.005 mg/L 未満		0.02mg/L以下	固相抽出－吸光光度法【別表第28】
フェノール類	0.0005 mg/L 未満		0.005mg/L以下	固相抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第29】
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2 mg/L 未満		3mg/L以下	全有機炭素計測定法【別表第30】
pH値	5.8		5.8以上8.6以下	ｶﾞﾗｽ電極法【別表第31】
味	異常なし		異常でないこと	官能法【別表第33】
臭気	異常なし		異常でないこと	官能法【別表第34】
色度	0.5 度 未満		5度以下	透過光測定法【別表第36】
濁度	0.1 度 未満		2度以下	積分球式光電光度法【別表第41】

参考として御依頼の項目は、水道法の水質基準に適合しています(★印の項目は、ISO/IEC17025の認定範囲に基づく判定ルールを適用)。
注1:拡張不確かさは信頼の水準約 95 %に相当し、包含係数kは2である。

本報告書を他に掲載するときは当試験所の承認を受けて下さい。

検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による。
水質基準値は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)で規定された基準値である。

水質検査実施施設	広島県福山市箕島町南丘399番地46 株式会社 日本総合科学

41

令和5年7月21日 発行

水質検査結果書

広島県三次市吉舎町安田1496-3

とみしの里　　様

株式会社 日本総合科学
広島県福山市箕島町南丘399番地46
電話 084-981-0181(代)
水質検査機関登録番号 第104号
水質検査部門管理者 高橋弘幸

報告書番号	23FH611065R	受託年月日	令和5年7月11日	試料名	飲料水	採水者	小畑肇
採水年月日	令和5年7月11日	採水時刻	9時40分	採水場所	炊事場		
気温	25.0 ℃	水温	16.5 ℃	前日天候	雨のち曇	当日天候	曇
検査実施期間	令和5年7月11日 ～ 令和5年7月21日			その他	———		

上記試料についての水道法第20条第1項に基づく水質検査結果を次のとおり報告します。
なおこの結果については、受け入れた試料のみに関するものです。
★印の項目は、ISO/IEC17025の認定範囲であり、サンプリングは当該範囲には含まれません。

検査項目	検査結果　拡張不確かさ[注1]	水質基準値	検査方法
一般細菌	0　個/mL	100個/mL以下	標準寒天培地法【別表第1】
大腸菌	陰性	検出されないこと	特定酵素基質培地法【別表第2】
カドミウム及びその化合物★	0.0003　mg/L　未満	0.003mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
水銀及びその化合物	0.00005　mg/L　未満	0.0005mg/L以下	還元気化ー原子吸光光度法【別表第7】
セレン及びその化合物★	0.001　mg/L　未満	0.01mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
鉛及びその化合物★	0.001　mg/L　未満	0.01mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
ヒ素及びその化合物★	0.001　mg/L　未満	0.01mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
六価クロム化合物★	0.002　mg/L　未満	0.02mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
亜硝酸態窒素	0.004　mg/L　未満	0.04mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
シアン化物イオン及び塩化シアン	0.001　mg/L　未満	0.01mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法【別表第12】
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	0.1　mg/L　未満	10mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
フッ素及びその化合物	0.05　mg/L　未満	0.8mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
ホウ素及びその化合物★	0.01　mg/L　未満	1.0mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏ-質量分析法【別表第6】
四塩化炭素	0.0002　mg/L　未満	0.002mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
1,4-ジオキサン	0.005　mg/L　未満	0.05mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.004　mg/L　未満	0.04mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ジクロロメタン	0.002　mg/L　未満	0.02mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
テトラクロロエチレン	0.0005　mg/L　未満	0.01mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
トリクロロエチレン	0.001　mg/L　未満	0.01mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
ベンゼン	0.001　mg/L　未満	0.01mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】

参考として御依頼の項目は、水道法の水質基準と照合すると*印が不適合となります(★印の項目は、ISO/IEC17025の認定範囲に基づく判定ルールを適用)。
注1:拡張不確かさは信頼の水準約 95 %に相当し、包含係数kは2である。

検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による。
水質基準値は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)で規定された基準値である。

水質検査実施施設	広島県福山市箕島町南丘399番地46 株式会社 日本総合科学

報告書番号	23FH611065R

	検査項目	検査結果	拡張不確かさ[注1]	水質基準値	検査方法
	塩素酸	0.06	mg/L 未満	0.6mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
	クロロ酢酸	0.001	mg/L 未満	0.02mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第17】
	クロロホルム	0.001	mg/L 未満	0.06mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
	ジクロロ酢酸	0.001	mg/L 未満	0.03mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第17】
	ジブロモクロロメタン	0.01	mg/L 未満	0.1mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
	臭素酸	0.001	mg/L 未満	0.01mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰﾎﾟｽﾄｶﾗﾑ吸光光度法【別表第18】
	総トリハロメタン	0.01	mg/L 未満	0.1mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
	トリクロロ酢酸	0.001	mg/L 未満	0.03mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第17】
	ブロモジクロロメタン	0.003	mg/L 未満	0.03mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
	ブロモホルム	0.009	mg/L 未満	0.09mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第14】
	ホルムアルデヒド	0.001	mg/L 未満	0.08mg/L以下	溶媒抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第19】
	亜鉛及びその化合物★	0.005	mg/L 未満	1.0mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
	アルミニウム及びその化合物★	0.02	mg/L 未満	0.2mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
	鉄及びその化合物★	0.01	mg/L 未満	0.3mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
	銅及びその化合物★	0.01	mg/L 未満	1.0mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
	ナトリウム及びその化合物	0.9	mg/L	200mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第20】
	マンガン及びその化合物★	0.005	mg/L 未満	0.05mg/L以下	誘導結合ﾌﾟﾗｽﾞﾏｰ質量分析法【別表第6】
	塩化物イオン	0.5	mg/L 未満	200mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第13】
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	0.5	mg/L 未満	300mg/L以下	ｲｵﾝｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第20】
	蒸発残留物	10	mg/L 未満	500mg/L以下	重量法【別表第23】
	陰イオン界面活性剤	0.02	mg/L 未満	0.2mg/L以下	固相抽出－高速液体ｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌ法【別表第24】
	ジェオスミン	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第25】
	2-メチルイソボルネオール	0.000001	mg/L 未満	0.00001mg/L以下	ﾊﾟｰｼﾞ・ﾄﾗｯﾌﾟｰｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第25】
	非イオン界面活性剤	0.005	mg/L 未満	0.02mg/L以下	固相抽出－吸光光度法【別表第28】
	フェノール類	0.0005	mg/L 未満	0.005mg/L以下	固相抽出－誘導体化-ｶﾞｽｸﾛﾏﾄｸﾞﾗﾌｰ質量分析法【別表第29】
	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.2	mg/L 未満	3mg/L以下	全有機炭素計測定法【別表第30】
*	pH値	5.7		5.8以上8.6以下	ｶﾞﾗｽ電極法【別表第31】
	味	異常なし		異常でないこと	官能法【別表第33】
	臭気	異常なし		異常でないこと	官能法【別表第34】
	色度	0.5	度 未満	5度以下	透過光測定法【別表第36】
	濁度	0.1	度 未満	2度以下	積分球式光電光度法【別表第41】

参考として御依頼の項目は、水道法の水質基準と照合すると*印が不適合となります(★印の項目は、ISO/IEC17025の認定範囲に基づく判定ルールを適用)。
注1:拡張不確かさは信頼の水準約 95 %に相当し、包含係数kは2である。

検査方法は、水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法(平成15年7月22日厚生労働省告示第261号)による。
水質基準値は、水質基準に関する省令(平成15年5月30日厚生労働省令第101号)で規定された基準値である。

水質検査実施施設	広島県福山市箕島町南丘399番地46 株式会社 日本総合科学